

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年1月31日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年1月31日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階 会議室301

2 出席者

都市計画課 東山課長、鶴野主査

3 件名

市民の森を都市公園法に基づく管理へ移行することについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・都市公園への移行については了承する。ただし、移行に当たって調整が必要な事項に留意すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部 都市計画課

件名	市民の森を都市公園法に基づく管理へ移行することについて																																			
内容	<p><b>【趣旨】</b> 市民の森を都市公園法及び都市公園条例に基づく都市公園とし、市民の森設置管理条例及び施行規則の廃止を検討する。</p> <p><b>【移行の理由】</b> 市民の森設置管理条例及び規則において、管理規定及び罰則規定がない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>都市公園法・都市公園条例・規則</th> <th>市民の森設置管理条例・規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理</td> <td>法第2条の3</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>制限行為</td> <td>条例第3条</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>法第3条・条例第11条</td> <td>条例第3条、ただし使用料は無料</td> </tr> <tr> <td>設置許可</td> <td>法第5条・条例第8条</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>占用許可</td> <td>法第6条・条例第8条</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>許可取消</td> <td>条例第14条(監督処分)</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>退去命令</td> <td>条例第14条(監督処分)</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>罰則</td> <td>法第37条・条例第33条</td> <td>規定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【効果】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法及び都市公園条例に基づく管理運営が可能となる。</li> <li>・普通交付税基準財政需要額に算入可能。</li> </ul> </p>							都市公園法・都市公園条例・規則	市民の森設置管理条例・規則	管理	法第2条の3	規定なし	制限行為	条例第3条	規定なし	使用料	法第3条・条例第11条	条例第3条、ただし使用料は無料	設置許可	法第5条・条例第8条	規定なし	占用許可	法第6条・条例第8条	規定なし	許可取消	条例第14条(監督処分)	規定なし	退去命令	条例第14条(監督処分)	規定なし	罰則	法第37条・条例第33条	規定なし			
	都市公園法・都市公園条例・規則	市民の森設置管理条例・規則																																		
管理	法第2条の3	規定なし																																		
制限行為	条例第3条	規定なし																																		
使用料	法第3条・条例第11条	条例第3条、ただし使用料は無料																																		
設置許可	法第5条・条例第8条	規定なし																																		
占用許可	法第6条・条例第8条	規定なし																																		
許可取消	条例第14条(監督処分)	規定なし																																		
退去命令	条例第14条(監督処分)	規定なし																																		
罰則	法第37条・条例第33条	規定なし																																		
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p><b>【部内会議】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園への移行及び市民の森条例の廃止検討については概ね了承。</li> <li>・都市公園へ移行する場合の問題点等をよく整理する期間を考慮し、条例廃止時期を令和2年度末とする。</li> <li>・(仮称)谷田・清戸市民の森については、今後の在り方も含めて、関係課とよく整理すること。</li> </ul> </p>																																			
スケジュール	<p>令和2年度末 市民の森設置管理条例及び施行規則を廃止予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>有</td> <td>条例(令和2年度末)</td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>議会全員協議会</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>廃止・移行後HPに掲載</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 ( ) <input type="checkbox"/> 時限非 ( まで)                 </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	条例(令和2年度末)	報道発表	無		議会説明	有	議会全員協議会	広報・HP等	有	廃止・移行後HPに掲載	市民参加	無					付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 ( ) <input type="checkbox"/> 時限非 ( まで)				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	有	条例(令和2年度末)	報道発表	無																																
議会説明	有	議会全員協議会	広報・HP等	有	廃止・移行後HPに掲載																															
市民参加	無																																			
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 ( ) <input type="checkbox"/> 時限非 ( まで)																																			
参考情報	<p>関係法令等 都市公園法・都市公園条例・都市公園条例施行規則 市民の森設置及び管理に関する条例・市民の森管理規則</p> <p>関係課 環境課(第5次総合計画)</p> <p>事業費 0千円(うち特定財源) 0千円</p>																																			

令和2年1月31日

## 市民の森を都市公園法に基づく管理へ移行することについて

## ● 市民の森（農林部局から都市部局へ）

- ① 中木戸市民の森（市所有地） 平成7年開設  
『自ら考え自ら行う地域づくり事業（通称：ふるさと創生事業）』により整備
- ② 神々廻市民の森（無償借地） 平成8年開設  
『農村アメニティ形成事業補助金』（県補助金）により整備
- ③ 所沢市民の森（有償借地） 平成6年開設  
『ふるさとの森整備事業』（県補助金）により整備
- ④ （仮称）谷田・清戸市民の森（市所有地（県譲渡）＋民有地）

第5次総合計画前期実施計画(2016-2020) 環境課(2016-2017)→都市計画課(2018～)



## ● 都市公園法等と市民の森設置管理条例との比較表（管理規定及び罰則規定がない）

	都市公園法・都市公園条例・規則	市民の森設置管理条例・規則
管 理	(都市公園の管理) 法第2条の2 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が行う。	(市民の森の管理) 規定なし。
制限行為	(行為の制限) 条例第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商・募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。           ー以下、略ー	(行為の制限) 規定なし。

<p>使用料</p>	<p>(使用料等の徴収)          条例第 1 1 条          第 3 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けたものは、白井市使用料条例に定める使用料を納付しなければならない。          —以下、略—</p>	<p>(使用料等の徴収)          条例第 3 条          市民の森の使用料は、無料とする。</p>
<p>設置許可</p>	<p>(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)          法第 5 条          第 2 条の 3 の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。          —以下、略—</p>	<p>(管理者以外の者の施設の設置等)          規定なし。</p>
<p>占用許可</p>	<p>(都市公園の占用の許可)          法第 6 条          都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。          —以下、略—</p>	<p>(占用の許可)          規定なし。</p>
<p>許可取消 退去命令</p>	<p>(監督処分)          条例第 1 4 条          市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条例を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園よりの撤去を命ずることができる。          (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者          (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者          (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者          —以下、略—</p>	<p>(監督処分)          規定なし。          (利用の禁止又は制限等)          規則第 3 条          管理者は、市民の森の損壊その他の利用により、その利用が危険であると認められる場合、又は市民の森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、市民の森を保全し、又は利用者の危険の防止のため、区域を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。</p>
<p>罰 則</p>	<p>(罰則)          法第 3 7 条          第 2 6 条(公園保全立体区域における行為の制限)          第 2 項若しくは第 4 項又は第 2 7 条(監督処分)第 1 項若しくは第 2 項の規定による公園管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。          条例第 3 3 条</p>	<p>(罰則)          規定なし。          (利用の禁止又は制限等)          規則第 3 条          2 管理者は、利用者が前条各号に掲げる事項に違反したときは、当該利用者に対し、その利用を停止</p>

	<p>詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 —以下、略—</p>	<p>することができる。</p>
<p>利用者の 遵守義務</p>	<p>(行為の禁止) 条例第5条</p> <p>公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項もしくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。</li> <li>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</li> <li>(3) 土地の形質を変更すること。</li> <li>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</li> <li>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。</li> <li>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</li> <li>(7) 指定された場所以外の場所への車両を乗り入れ、又はとめておくこと。</li> <li>(8) 公園をその用途外に使用すること。</li> </ol>	<p>(利用者の遵守義務) 規則第2条</p> <p>市民の森を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) たき火をし、又は火気を使用しないこと。</li> <li>(2) 木竹を伐採し、又は植物を採取し、若しくは損傷しないこと。</li> <li>(3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。</li> <li>(4) 設置された工作物等を汚損しないこと。</li> <li>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を掲示しないこと。</li> <li>(6) 市民の森の管理者の指定する場所以外の場所に自転車、自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。</li> <li>(7) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。</li> <li>(8) その他管理者の指示に従うこと。</li> </ol>